

唐津市立西唐津中学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止基本方針の策定

いじめは、人権の侵害であり、子どもの身体や人格を傷つけ、時として死にも至らしめるものであることから、決して許されるものではない。いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との認識を持ち、学校が一丸となって組織的に対応することはもとより、一人一人の大人が、それぞれの役割と責任を自覚し、社会総がかりで取り組むべきものである。

「いじめ防止対策推進法」「佐賀県いじめ防止基本方針」等に基づき、「西唐津中学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめのない学校づくりを推進するものとする。

2 いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

- (1) すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、全職員で取り組むこと。
- (2) いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることを、生徒および保護者が十分に理解できるようにすること。
- (3) いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することを第一義に、県、市町、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して行うこと。

3 いじめの定義

「いじめ」とは生徒が、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の者、生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、一定の人間関係のある者から、「身体的暴力」や「金品のゆすり・たかり」「個人の所有物隠し」など物理的な攻撃や「仲間外れ」や「集団による無視」など心理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じている様態を指す。インターネット上での同様の攻撃により精神的な苦痛を受けた場合も「いじめ」である。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けたと思われる個々の生徒の立場・気持ちを重視して行われなければならない。

4 いじめの防止等のための組織

(1) 本校の組織

- ① 生徒指導部会・・・校長、教頭、教務、各学年主任、生徒指導主事、教育相談、養護教諭
- ② 教育相談部会・・・校長、教頭、教務、各学年教育相談担当、特別支援教育C、養護教諭
- ③ いじめ防止対策委員会・・・対策委員3名(外部有識者)、校長、教頭、生徒指導主事
- ④ いじめ対策委員会・・・校長、教頭、教務、各学年主任、生徒指導主事、教育相談、養護教諭

(2) いじめ対策委員会

- ① 本校で発生したいじめ事案（疑いも含む）について、内容の確認、いじめの認定、指導の方法などを審議し、速やかに解決できるように全体の対応方針を決定し、解決にあたる。
- ② 事案の内容によっては、教育委員会や警察、児童相談所などと連携を取り、助言や協力を仰ぎ、問題の解決にあたる。

- ③ いじめ防止対策推進法に規定する重大事案が発生した場合は、唐津市教育委員会と連携し、対策委員会を立ち上げ、事案についての調査や事実関係の確認、報告、審議を行い、重大事案の対応を行う。

5 いじめの防止等のための取組

- (1) 生徒が安全・安心に学校生活を送ることができるよう、校長のリーダーシップのもと、学校が定めるいじめ防止基本方針に基づき、学校、教育委員会を中心として、いじめ防止等の対策を推進するものとする。
- (2) 学校基本方針に基づき、いじめ問題に対して意図的・計画的・組織的に対応できるよう、職員会議や部会、研修会などを通して、教職員全員のいじめ撲滅の意識の向上を図る。
- (3) 教職員向けリーフレット「子どもたちのＳＯＳが聞こえますか？」など、いじめの防止等に関する資料を紹介しこれらの資料の効果的な活用を図る。
- (4) 生命を尊重する心や他者への思いやり、倫理観などの豊かな心を育み、確かな人権感覚を身に付け、望ましい人間関係を構築させるため、学校教育活動全体における位置付けを明確にした道徳教育及び人権教育の取組の改善・充実に努める。
- (5) 生徒が自主的・自発的にいじめ問題を考え、自ら改善に向けた活動を進められるよう生徒会を中心とした取組の支援を行う。
- (6) 情報モラルに関する指導者養成のための研修会や講師を招へいしての生徒向け講話などにより、指導法の改善・充実に努めるとともに、生徒の状況に応じた情報モラル教育の充実に努め、インターネットを通じて行われるいじめの防止を図る。
- (7) 学校いじめホットライン及び心のテレホン、警察が設置する少年サポートセンターにおけるヤングテレホンや精神保健福祉センターの佐賀こころの電話等を周知し、一人で抱え込まないような指導を行う。
- (8) いじめ体罰アンケートや学校独自のアンケートを定期的に行い、生徒が悩みを相談し、早急に対応できるような指導体制を確立する。
- (9) いじめの事案によっては、ＰＴＡ常任委員会やいじめ防止対策委員と連携して、いじめ問題解決について対応を行う。

6 いじめ発生時に対する措置

- (1) いじめを受けた生徒への対応
 - ① 生徒や保護者から、いじめの訴えがあった場合は該当職員で事実関係を確認し、校内いじめ防止対策委員会を開催し、いじめの認定を行う
 - ② 人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、いじめられた生徒の保護に取組み、全教職員に事実について報告し、全教職員でサポート体制を構築しいじめた生徒との接点の回避等を実施する。
 - ③ いじめを受けた生徒の保護者に対して事実について説明するとともに、再発防止策を提示し理解を得る。
 - ④ 養護教諭やスクールカウンセラー及びと連携し、いじめを受けた生徒のメンタルヘルス・ケア等を行う。
- (2) いじめた生徒への対応

- ① 事実確認を行い、いじめは許さないという毅然とした指導を継続的に実施していじめた相手の苦痛を理解させ、自己の行為を振り返らせて、いじめは相手を傷付ける重大な行為であることを理解させる。
- ② 必要に応じて、いじめた生徒との接点を回避させ、いじめの継続を防ぐ。
- ③ 速やかに家庭と連絡を取り、事実関係の報告をするとともに家庭での指導を促す。